

正 誤

令和六年一月二十五日（号外第十八号）公布厚生労働省令第十六号（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令）
（原稿誤り）

ページ	行	誤	正
一三七	改正後欄 終りから 一七	第七十三条第五号から第七号まで	第七十三条第五号から第七号まで
一四二	〇	法第八条第一項第三号	法第四十八条第一項第三号
一八二	改正後欄 〇	法第八条第一項第三号	法第四十八条第一項第三号
一八五	終りから 一六	又は	若しくは
〃	改正前欄 九	若しくは	若しくは
一八六	改正後欄 二	入所させる	入居させる
一八九	〃	入所させる	入居させる
一九二	〃	利用者の処遇	入所者の処遇
二〇一	終りから 〇	係る指定	係る許可
一九六	〃	管理者は、	施設長は、
二一七	〃	三、第百五十五条の六及び第百五十五条の六並びに新地域及び第百八十二条並びに新地域及び新介護	及び第百五十五条の六並びに新地域及び第百八十二条及び新介護